

星美学園短期大学発展協力会 会 則

(名 称)

第1条 この会は、星美学園短期大学発展協力会(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、星美学園短期大学(以下「本学」という。)の学術的水準の向上のために、星美学園短期大学日伊総合研究所の維持運営をはじめとする諸事業の推進に、財政的に協力することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所を東京都北区赤羽台4丁目2番14号本学内に置く。

(会 員)

第4条 会員は、正会員(普通会員及び終身会員)並びに法人会員をもって構成する。

2 正会員は、次に掲げる者で、本会の趣旨に賛同し、本会に入会の手続きをとった個人とする。

- (1) 本学卒業生
- (2) 本学にかつて在籍したことのある者
- (3) 本学卒業生の父母及び家族
- (4) 本学在学生の父母及び家族
- (5) 本学現旧教職員
- (6) 一般の有志

3 法人会員は、本会の趣旨に賛同し、本会に手続きをとった法人とする。

4 会員は本人の申出により退会することができる。

(寄附金)

第5条 会員は、本会の目的を達成するために、次の寄附金を本会を通じて本学に納付する。

- (1) 正会員
ア 普通会員 一口5千円を、一口以上毎年本会に納付する者。
ただし2年分以上を一括納付することができる。
イ 終身会員 一口5千円、20口以上を納付した者。
- (2) 法人会員
一口5万円、一口以上を本会に納付する者。

2 前項の規定にかかわらず、会員は事情によっては、一口未満の寄附金を納付することができる。

3 本会は、非会員からも寄附金を受けることができる。

(役 員)

第6条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 常任幹事 5名
- (2) 監事 2名

(協力委員)

第7条 本会に協力委員を置く。

- 2 協力委員は、会員の募集を行う。
- 3 協力委員は、総会において正会員のうちより選任する。
- 4 協力委員は、常任幹事を兼任するものとする。

(役員の選任及び任期)

第8条 常任幹事及び監事は、総会において正会員のうちより選任する。常任幹事及び監事の選任基準は、次のとおりとする。

- (1) 常任幹事 5名
 - ① 本学卒業生 2名
 - ② 協力委員(本学教職員を含む) 2名
 - ③ 本学学長
- (2) 監事 2名

2 常任幹事は互選により会長1名、副会長1名、会計幹事1名を定める。

3 役員の任期は、2年とし、再任をさまたげない。

4 役員が欠けたときは、補充を行う。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

5 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員職務)

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従ってその職務を代行する。
- (3) 会計幹事は本会の会計をつかさどる。
- (4) 会長、副会長、会計幹事を含む常任幹事は、常任幹事会を組織し、本会の業務に必要な事項を決議し、執行する。
- (5) 監事は、本会の業務執行及び会計を監査する。

(常任幹事会)

第10条 常任幹事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。会議の議長は、会長とする。

2 常任幹事会は、常任幹事現在数の2分の1以上の出席をもって、成立する。ただし、書面をもってあらかじめ意志を表明したものは出席者とみなす。

3 常任幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 常任幹事会は、次の事項について会員に報告を行う。

- (1) 寄附金等の収入に関する事項
- (2) 支出に関する事項
- (3) その他、常任幹事会において必要と認めた事項

(総 会)

第11条 総会は、正会員をもって構成し、常任幹事会が必要と認めたときに、原則として年1回会長が招集する。会議の議長は会長とする。

2 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(活動経費)

第12条 本会の活動に関する経費は、本学が負担する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって、終わる。

(会則の変更)

第14条 この会則の変更は、常任幹事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

(本会の事務)

第15条 本会は、本学の組織に付属するものとし、本会の事務は本学事務局において担当する。

附則

1. この会則は、平成17年4月1日から施行する。
2. この会則は、平成23年9月10日から施行する。